

組合員の皆様へ

## 出資配当金にかかる復興特別所得税の取扱いについて

平素より当組合の事業をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成25年1月1日より「復興特別所得税」が課税されることになりました。

これは、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、所得税(国税)額に対し、復興特別所得税として2.1%課すというものです。

平成25年1月1日以降に支払われる当組合の出資配当金に対しても下記のとおり復興特別所得税が課せられます。

記

### 出資配当金にかかる源泉徴収税率

	～平成24年12月31日	平成25年1月1日～ 平成49年12月31日
税率	20%	20.420%
所得税	20%	20%
復興特別所得税	—	0.420%(20%×2.1%)

以上

総務部総務課